

# 健康保険 きょうと

職場内で掲示・  
回覧をお願い  
いたします

健康増進の情報が伝わる  
“健康のススメ”  
公開中！→



## 令和5年度 被扶養者資格 再確認の書類は

### 12月8日(金)までに必ずご提出ください!

被扶養者資格再確認によって  
全国でこれだけ負担軽減  
する効果がありました。

令和4年度実績

●扶養解除者数

約**7.8**万人

●高齢者医療制度への拠出金  
負担軽減額(効果額)

約**9**億円

### ◆確認の対象となる方

令和5年4月1日現在、18歳以上で、協会けんぽに被扶養者として加入している方

被扶養者資格  
再確認について  
詳しくはこちら▶



### ◆被扶養者資格再確認の流れ

協会けんぽから  
確認書類が届く

10月下旬～  
11月上旬に  
お送りしています

※確認対象者がいない場  
合は送付されません。  
ご承知おきください。



提出書類

必ずご提出いただく書類

被扶養者状況リスト  
(※変更がなくても必ずご提出ください)

該当する場合、ご提出いただく書類

- 扶養解除となる場合  
→  被扶養者調書兼異動届 + 解除となる方の保険証
- 被保険者と別居している場合  
→  仕送りの事実と仕送り額が  
確認できる書類
- 海外に在住している場合  
→  海外特例要件に該当して  
いることが確認できる書類



提出期限

令和5年  
12月8日(金)

年末は普段より郵  
便の配送が遅くなる  
場合がありますので、  
余裕をもってお送り  
ください。



### ▶ 事業主様・担当者様、ご協力を!

協会けんぽに「被扶養者調書兼異動届」をご提出いただくと、  
確認の上、日本年金機構に回送するため、処理に時間を要します。  
そのため、被扶養者の解除をお急ぎの場合は、日本年金機構京  
都事務センターに「被扶養者(異動)届」を提出してください。



# 定期健康診断（事業者健診）の結果を 協会けんぽにご提供ください！

～定期健診結果の協会けんぽへの提供は法律で定められています～

事業主の皆様は、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断を実施していますが、その健診結果は「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められた「特定健診」の結果としても利用するため、保険者である協会けんぽに提供していただくことになっています。健診結果の提供により、事業主の皆様が法的な責任を問われることはありません。

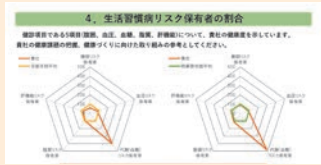
## ◆定期健康診断結果のデータ提供にメリットはあるの？

### 1 特定保健指導が受けられます



健診結果により生活習慣病発症のリスクがあると判定された方は、保健師や管理栄養士など健康管理の専門家から、健康づくりのサポートを受けられ、健康習慣が身につきます。

### 2 事業所健康度カルテが無料でもらえます



事業所内の健康度がグラフでわかる、「事業所健康度カルテ※」に健診結果を反映できるようになります。

※健診受診者が10人以上の事業所様が対象です。

詳しくはこちら▶



### 3 皆様の保険料に反映されます



健診結果はインセンティブ制度の評価項目に含まれ、協会けんぽの特定健診等の実施率として評価されます。インセンティブ制度の結果が上位になると、皆様の保険料が安くなる場合があります。

いま  
現在値を知る

京都支部の特定健診の  
受診率は

**23位!** (令和3年度実績)  
全国**11位**から  
(令和2年度実績)

特定健診の受診率は、協会けんぽのインセンティブ制度の評価指標です。

健診データを協会けんぽに提供することで、特定健診の実施率が上がります!



## ◆データ提供の対象者は？

協会けんぽにご加入の**今年度において40歳以上75歳未満の方**です。  
※生活習慣病予防健診等、協会けんぽの補助を利用した健診を今年度受診される方を除く

## ◆定期健康診断結果データを提供する方法は？

下記のいずれかの方法でご提供ください。

- 1 同意書（右フキダシ参照）を提出していただき、健診機関からデータで提供する方法（※）
- 2 「健診機関から協会けんぽに健診結果を提供する」という内容を含んだ契約を健診機関と契約する方法
- 3 事業所から健診結果票の写し（紙）等を提出する方法
- 4 事業所からデータを提出する方法

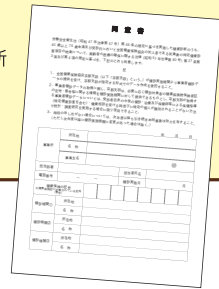
（※）健診機関がデータ提供できない場合、③または④の方法でご提出をお願いすることがあります。

## ▶事業主様・担当者様、ご協力を！

データ提供に関する詳細は、協会けんぽのホームページでご確認ください（同意書の様式もあります）。



◀定期健康診断結果の提供についての詳細はこちら



## 12月1日～31日は職場のハラスメント撲滅月間です 職場にハラスメントがないか、見直しを！

職場における「パワーハラスメント対策」、「セクシャルハラスメント対策」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策」は、事業主の義務であり、2022年4月からは、パワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されています。

職場でのハラスメントは働く人の能力を十分に発揮で

きなくさせ、個人の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為です。職場ではもちろん、接待の場や出産・育児休業中でも該当となります。事業主も働く人自身も互いに尊重し、みんなでハラスメントのない職場にしていきましょう。心がけましょう。「ポータルサイト 明るい職場応援団」も参考にしてください。



▲「明るい職場応援団」はこちら

発行者

全国健康保険協会 京都支部  
協会けんぽ

ホームページはこちら [協会けんぽ京都支部](#) 検索



☎075-256-8630 (代表)

受付時間 8:30～17:15 (土日祝・12月29日～1月3日を除く)

申請書のお手続きは、郵送でお願いします

〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28-2大和証券京都ビル2階

メルマガ  
登録募集中!

